

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
臨時内閣參議官制ハ之ヲ廢止ス

一金屬回收本部官制
一金屬回收本部回收官ノ特別任用ニ

關スル件

大正二年勅令第二百六十二號任用分
限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適
用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付

セラレムコトヲ請フ

昭和十八年三月六日
内閣總理大臣東條英機

勅令第

號

金屬回收本部官制

第一條 金屬回收本部ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ金屬類ノ回收ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 金屬回收本部ニ左ノ職員ヲ置ク

本部長

勅任

回收官

專任六人

奏任

回收官補

專任十九人

判任

第三條 前條ノ職員ノ外商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ回收官ヲ命ズルコトヲ得

第四條 金屬回收本部ニ參與ヲ置キ部務ニ參與セシム

參與ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 金屬回收本部ニ専門委員ヲ置キ回收物件ノ評價ニ關スル専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル祕密ヲ漏洩スルコトヲ得ズ

第六條 本部長ハ商工大臣ノ指揮監督ヲ承ケ部務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第七條 回收官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第八條 回收官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通改正ス
第二條中「奏任ノ商工省工務官、」ノ下ニ「金屬回收本部回收官、」
ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内 閣

樺太廳官制改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付

セラレムコトヲ請フ

昭和十八年三月十日

内閣總理大臣 東條英機